

令和6年度未来のトップアスリート発掘イベント実施業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年4月18日

奈良県スポーツイノベーション推進本部長

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度未来のトップアスリート発掘イベント実施業務

(2) 業務目的

2031年に奈良県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や、将来国際大会で活躍が期待できる、優れた素質を有するジュニアアスリートの発掘を行う。

また、スポーツ実施率が低い、子育て世代や働き盛り世代である保護者も楽しみながら運動を始めるきっかけ作りとするために、親子測定会を併せて実施する。

(3) 業務内容

県内の幼児・小学生・中学生及びその保護者を対象にした、運動能力の測定会を開催する。また、測定で得られたデータの分析を行う。詳細は別途配布する「業務委託仕様書」による。

(4) 委託料上限額

金3,517,338円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 委託期間

契約を締結した日から令和6年12月25日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- ④ 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置、又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定

を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭ 令和2年4月1日以降に、地方公共団体等が主催する、スポーツ関連イベントの企画及び実施業務を受託し履行した実績を有すること。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先
奈良県スポーツイノベーション推進本部事務局
(奈良県スポーツ振興課内)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟4階
 電話 0742-27-8317
 FAX 0742-23-7105

(2) 公募手続の日程

手 続 等	期間・期日・期限	場所・備考
募集要項の交付	令和6年4月25日 (木曜日)16時まで	奈良県スポーツ振興課のホームページ内に掲載
質問の受付期間	令和6年4月25日 (木曜日)12時まで	上記4(1)にてFAX又はメールにより受付 *提出の際は事前に連絡すること
質問に対する回答	令和6年4月30日 (火曜日)まで	奈良県スポーツ振興課のホームページ内に掲載
参加意向申出書の提出	令和6年4月25日 (木曜日)16時まで	上記4(1)へ持参又は郵送により提出
参加資格の通知	令和6年4月26日 (金曜日)予定	
企画提案書の提出	令和6年5月13日 (月曜日)16時まで	上記4(1)へ持参又は郵送により提出 *郵送で提出する場合は5月13日 (月曜日)16時必着とすること
書面審査の実施	令和6年5月15日 (水曜日)	
特定または非特定の通知	令和6年5月16日 (木曜日)	発送予定

上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「奈良県の休日」という。）を除く9時～16時とします（別途期限の指定があるものを除く。）。

5 受託者の特定

(1) 特定について

上記4(2)により交付する募集要項に示すところによるものとします。

(2) 通知について

企画提案書等を提出した者には、特定または非特定の通知をします。

(3) 非特定理由の説明申請について

非特定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を除く）

以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

(4) 辞退について

参加意向申出書提出後、企画提案書等の提出を辞退する場合は、令和6年5月13日(月曜日)16時までには辞退届(様式任意)を提出すること。

6 受託者との契約

上記4(2)により交付する募集要項に示すところによるものとします。

7 その他

(1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出された提案書等は返却しません。

(3) 契約保証金については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによるものとします。

(4) 本業務の詳細は、上記4(2)により交付する募集要項に示すところによるものとします。